

第 34 号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の件

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 11 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年4月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（職員の服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、採用と同時に任命権者が定める宣誓書を当該任命権者に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。<u>ただし</u>、緊急の事態に際し任命権者が必要と認める場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p>	<p>（職員の服務の宣誓）</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、採用と同時に任命権者の定める上級の公務員の前において別記様式に定める宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。<u>但し</u>、緊急の事態に際し任命権者が必要と認める場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p>

別記様式第1から第4までを削る。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

理 由

職員の服務の宣誓の際に対面により行う署名を不要とするに当たり、条例を改正する必要があるため。